

個人情報の保護に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、連合会の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

連合会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第3条で定めるもの

イ 6ヵ月以内に消去することとなるもの

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(連合会の責務)

第3条 連合会は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業活動を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、国の機関又は地方公共団体が実施する個人情報の保護に関する施策に協力するものとする。

第2章 個人情報

(利用目的の特定)

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、定款に定める業務を遂行するため必要な場合に限ることとし、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。

(利用目的による制限)

第5条 連合会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第6条 個人情報、偽りその他不正の手段により取得してはならないものとする。

2 次に掲げる個人情報は、取得してはならないものとする。

- (1) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- (2) 思想及び信条
- (3) 労働組合への加入状況

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。))を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより連合会の権利利益又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合

第3章 個人データ

(正確性の確保)

第8条 連合会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最

新の内容に保つよう努めるものとする。

(廃棄等)

第 9 条 連合会は、個人データが不要となった場合には、第 27 条第 1 項に規定する個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により、当該個人データの消去又は廃棄を行うものとする。

(安全管理)

第 10 条 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を次により講じるものとする。

- (1) 個人データにアクセス(個人データに接する行為で閲覧も含む。)できる職員の取り決めなどのアクセス制御及びアクセス権限の適正な管理
- (2) 個人データの取扱い状況が確認できる台帳等の整備及び点検
- (3) 外部からの不正アクセス(不正プログラムの侵入を含む。)の防止
- (4) 個人データの盗難又は紛失の防止
- (5) その他必要な措置

(職員の義務)

第 11 条 職員又は職員であった者は、職務上知りえた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用してはならない。

(委託に伴う処置)

第 12 条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人データ取扱い事務に係る個人データについて、必要な制限を付し、又はその漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの適切な取扱いのために必要な処置を講じなければならない。

(第三者への提供の制限)

第 13 条 連合会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。ただし、第 5 条第 2 項各号に掲げる場合を除く。

- 2 前項に定めるもののほか、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、その他第三者への提供に関する場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 23 条第 2 項

から第5項までの定めるところによるものとする。

第4章 保有個人データ

(保有個人データに関する事項の周知等)

第14条 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くものとする。

(1) 保有個人データを取り扱う連合会の会員たるシルバー人材センターの名称

(2) すべての保有個人データの利用目的(第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)

(3) 保有個人データの利用目的の通知の求めに係る手続及びその手数料

(4) 保有個人データの開示等の求めに係る手続及びその手数料

(5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先

2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示請求権)

第15条 何人も、この規程の定めるところにより、連合会に対し、連合会の保有する自己を本人とする保有個人データの開示の請求(以下「開示請求」という。)することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第16条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を連合会に提出して行わなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人データを特定するために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、連合会が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 連合会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、連合会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開 示）

第 1 7 条 連合会は、開示請求者から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む）請求があつたときは、開示請求者に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 連合会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 開示は、書面の交付又は開示請求者の同意のもとでの閲覧等による方法とするものである。

4 開示等の決定通知は、開示請求のあつた日から 1 5 日以内にしなければならない。

（訂正請求権）

第 1 8 条 何人も、自己を本人とする保有個人データの内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、当該保有個人データを保有する連合会に対し、当該保有個人データの訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人データの訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りではない。

(訂正請求の手續)

第19条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を連合会に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人データを特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連合会が定める事項

(訂正義務)

第20条 訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人データの利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人データの訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定・通知)

第21条 連合会は、保有個人データの内容の全部又は一部について訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。

(利用停止請求権)

第22条 何人も、自己を本人とする保有個人データが次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、当該保有個人データを保有する連合会に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人データの利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有個人情報 that 適法に取得されたものと認められないとき、第4条第1項の規定に違反して保有されているとき又は第6条の規定に違反して取得されたものであるとき当該保有個人データの利用の停止又は消去
- (2) 第13条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(利用停止義務)

第23条 利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、個人データの適正な取扱いを確保するために必要な限度

で、当該利用停止請求に係る保有個人データの利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定・通知)

第24条 連合会は、利用停止請求があった場合において、利用停止請求に係る保有個人データの利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、利用停止請求があった日から30日以内に行なければならない。

(手数料)

第25条 本人から、第14条第2項の規定による利用目的の通知又は第17条第1項の規定による開示を求められたときは、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、当該事務の実施に関し、手数料を徴収することができる。

第5章 体制等

(苦情の処理)

第26条 連合会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、次条に規定する個人情報保護管理責任者等を苦情処理担当者として指名し、その処理に当たるものとする。

2 前項の実施に当たり、相談窓口の設置、苦情処理の手順の定め、記録台帳の作成・保存等必要な体制の整備に努めるものとする。

(個人情報保護管理責任者等)

第27条 連合会は、個人情報の適正な取扱いに関する事務を総括する者として、個人情報保護管理責任者を置くものとする。個人情報保護管理責任者は、事務局長とする。

2 事務局長は、職員のうちから担当者を指名し、この規程により処理することとされた個人情報の適正な取扱いに関する事務を行わせることができる。

3 一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業に係る個人情報管理責任者及び

個人情報の適正な取り扱いに関する事務を行う者については、一般労働者派遣事業に関する個人情報適正管理規程及び有料職業紹介事業に関する個人情報適正管理規程の規定による。

(啓発・研修)

第28条 連合会は、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

2 一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業に係る前項の規定については、一般労働者派遣事業に関する個人情報適正管理規程及び有料職業紹介事業に関する個人情報適正管理規程の規定による。

(委任)

第29条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。